

松阪警察署協議会議事録

令和5年度第4回松阪警察署協議会	
日 時 場 所	令和6年2月15日（木）午後3時30分～午後5時 松阪警察署4階訓授室
出席者	<p>1 警察署協議会 11名 梅村光久委員、北村浩文委員、グエンダンギア委員 齋藤あゆみ委員、下村真也委員、高岡良治委員 林明臣委員、前川長三郎委員、前田朱美委員 村林由美子委員、山本哲也委員</p> <p>2 警察署 13名 署長、副署長、事件指導官、会計課長、警務課長 留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長 刑事第二課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長</p>
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
<p>1 警察署長挨拶</p> <p>2 松阪警察署管内の治安概要説明（令和5年12月末現在） 警察署長が、拾得届・遺失届受理状況、警察安全相談受理状況、人身安全関連事案対応状況、少年補導等実施状況、110番通報受理状況、山岳遭難発生件数、刑法犯認知件数、特殊詐欺認知件数及び交通事故発生件数について説明した。</p> <p>3 管内の災害対策説明 警察署長が、災害の定義、大規模災害時の他県への派遣状況及び松阪警察署管内における各種災害対策について説明した。</p> <p>4 協議内容</p> <p>(1) 災害対策について</p> <p><委員> 災害対策について市民・町民に何を伝えればよいのか教えていただきたい。</p> <p>【署長】 ハザードマップを確認するとともに、避難場所を確認していただきたい。 また、災害対策には自助・共助・公助の三つがあるが、まず自助として必要な飲食料の備蓄をお願いしたい。</p> <p><委員> 外国人に対して災害対策の講習等を行っているのか。</p> <p>【署長】 要望があれば警察でも行う。</p> <p><委員> 津波等の大規模災害が発生した場合、駐在所員は駐在所に残ってもらえるのか。</p> <p>【署長】 東日本大震災の際、避難誘導に従事していた多数の警察官が殉職している。現在は、自身の命を守りつつ、地域住民を避難誘導するように指示しているので、駐在所員も住民を誘導しつつ避難することになる。</p> <p><委員> 災害発生時、どこへ通報するべきかわからない事案があった</p>	

場合どうすればよいか。

【署長】 通常、119番通報した場合でも警察に関することであれば、消防から警察に通報がある。また、110番通報において、救急搬送が必要な場合などは警察から消防へ通報するため、判断に迷った場合はどちらへ通報していただいても構わない。

<委員> 災害発生時に遺体の身元が判明しなかった場合はどうするのか。

【署長】 歯形やDNAの鑑定を行っても身元が判明しない場合は、最終的に行政機関へ引き渡している。

(2) 交通指導取締りについて

<委員> 交通指導取締りの際、警察官が違反車両を誘導していたが、誘導する場所が危なく感じた。

【署長】 担当課長に確認させ、適正に対処したい。

(3) 暴走族について

<委員> 新たに暴走族グループが結成されたという噂を聞いた。

【署長】 情報があれば遠慮なく連絡いただきたい。

(4) 交通死亡事故対策について

<委員> 先般、明和町長が側道で車にはねられて亡くなられたが、今回の事故現場に限らず、本線が赤信号だと側道へ抜けていく車を見かける。側道が抜け道とならないような対策をとれば死亡事故が減るのではないかと感じた。

【交通第一課長】 今回の事故現場については、道路管理者とともに確認し、対策が可能かどうか検討する。

(5) 騒音苦情について

<委員> 先般、催物を開催したが、地域住民が警察に騒音苦情の通報をしたと聞いた。そういった場合、警察はどのように対応するのか。

【警務課長】 現場臨場して騒音の程度を確認しつつ、主催者に指導する場合がある。

5 警察署長謝辞

備 考	報道機関 2社 2名
-----	------------